様式第２号

　　復旧・復興建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は，復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は，　　復旧・復興建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は，事務所を（事務所住所）に置く。

（設立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は，　　　　年　　月　　日に設立し，その存続期間は　年とする。ただし　年を経過しても，当企業体が受注した工事請負契約の履行後３ヶ月を経過するまでは解散することができない。

２　前項の存続期間は，構成員全員の同意を得て，これを延長することができる。

（構成員の住所，名称及び代表者）

第５条　当企業体の構成員は，次のとおりとする。

　　　　　共同企業体の代表者の

　　　　　住所，名称及び代表者名

　　　　　共同企業体の構成員の

　　　　　住所，名称及び代表者名

　　　　　共同企業体の構成員の

　　　　　住所，名称及び代表者名

第６条　当企業体は，（共同企業体代表者の名称）を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は，復旧・復興工事の施工に関し，当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で，発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求及び受領する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによる。

２　金銭以外のものによる出資については，時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，組織及び編成に関する事項，工事の施工の基本に関する事項並びに資金管理方法及び下請け企業の決定に関する事項その他当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項については，協議の上決定するものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は，復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関して，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は，（金融機関名称）とし，当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当企業体は，復旧・復興工事の完成の都度，当該工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合は，出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合は，出資の割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の移転の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に移転することができない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は，発注者及び構成員全員の承認がなければ，当該復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち，復旧・復興工事の途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては，残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成させるものとする。

３　第１項の規定により脱退した者があるときは，残存構成員の出資の割合は，脱退構成員が有していたところの出資の割合を，残存構成員が有している出資の割合により分割し，当該出資の割合に加えたものとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は，決算の際に行うものとする。ただし，決算の結果欠損金を生じた場合には，脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合でも，脱退構成員には利益金の配当を行わないものとする。

（構成員の除名）

第17条　当企業体は，構成員のうちいずれかが，復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては，発注者及び他の構成員全員の承諾を得て当該構成員を除名することができる。

２　前項の規定により除名を行う場合は，除名される構成員に対して，その旨を文書で通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合は，前条第２項から第５項までの規定を準用する。

（破産又は解散に対する措置）

第18条　構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において，破産又は解散した場合は，第16条第２項から第５項までの規定を準用する。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては，その代表者に代えて，発注者及び他の構成員全員の承諾を得て他の構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条　当企業体が解散した後においても，当該工事につき瑕疵があったときは，各成員は連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については，運営委員会において定めるものとする。

（共同企業体代表者の名称）外　社は，上記のとおり　　復旧・復興建設工事共同企業体を締結したので，その証拠としてこの協定書　通を作成し，各通に構成員が記名押印し，各自所持するものとする。

　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の代表者の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所，名称及び代表者名　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の構成員の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所，名称及び代表者名　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体の構成員の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所，名称及び代表者名　　　　　　印